

4日獣発第134号
令和4年8月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

家畜改良増殖法第4条第1項及び第6条第3項の 適正実施について

このことについて、令和4年7月27日付け4畜産第1093号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別紙のとおり通知がありました。

このたび、馬の飼養者が都道府県知事から種畜証明書の交付を受けた後、定期種畜検査を受けずに有効期間を経過したにもかかわらず、当該馬を他人の飼養する雌馬に種付けする（家畜改良増殖法第4条第1項の規定違反）事案が確認されたことをうけ、

- ① 都道府県知事が臨時に行った種畜検査に基づき種畜証明書の交付を受けた種畜（以下「当該種畜」という。）の飼養者は、当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われる日以降も当該種畜を種付けの用に供する意思がある場合、都道府県知事が交付した種畜証明書の交付日から1年以内であっても必ず定期種畜検査を受検する必要があること

② 当該種畜が定期種畜検査を受検しなかった場合にあっては、都道府県知事が交付した種畜証明書は、都道府県知事が実施した検査の日から1か年を経過した日又は当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われた日のうちいずれか早い日をもって失効するため、その場合には飼養者は速やかに種畜証明書を都道府県に返納すること

について周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本